

## 花巻市立大迫中学校「学校いじめ防止基本方針」

### I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

#### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命及び心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにいじめが心身に及ぼす影響、その他の問題に関する生徒の理解を深めることを旨としていじめの防止等のための対策を行う。

#### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### 3 いじめの禁止

いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。

#### 4 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、更にその再発防止に努める。

### II いじめの未然防止のための取組

#### 1 教職員による指導について

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。（いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり）
- (2) 学級が学校生活の基盤であり、年2回Q-Uアンケートを実施し、分析・活用及び情報共有を行い、いじめの早期発見に努める。
- (3) 月初めに前月についてのいじめに関するアンケートを実施し、生徒の様子を確認する。
- (4) 保護者や地域住民、関係機関との連携を図り、いじめの防止について生徒が自主的・主体的に行う活動に対して支援を行う。
- (5) 生徒指導主事を中心に、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として道徳や学級活動等の時間を利用し、年2回（6月、2月）の「いじめ防止キャンペーン」を展開する。また生徒会担当と連携し、6月1日を「いじめ防止を考える日」として生徒会活動を中心にいじめ防止の広報活動等を行う。

#### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- (1) いじめの防止等を効率的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) <構成員> 校長 副校長 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 学年長  
(関係学級担任 関係部活動顧問 スクールカウンセラー)
- (3) <活動> 月1回を定例会（職員会議）とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

#### 3 教職員研修

- (1) いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、職員の資質の向上に努める。
- (2) いじめの問題に関わる校内研修会（情報交換会） 年3回（4月・7月・12月）
- (3) 学期反省による自己診断 年3回（7月・12月・3月）

### III いじめの早期発見の在り方

- 1 日常の情報を共有するとともに、全職員での方針の共通理解を図る。
- 2 いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して毎月はじめにアンケート調査を実施するとともに、生徒指導主事が情報をとりまとめる。情報共有ののち、速やかに組織的な対応を行う。
- 3 定期的な教育相談とスクールカウンセラーによる全員面談を実施。情報を共有し、必要な措置を講ずる。
- 4 けんかやふざけあいであっても、生徒の感じる被害性に着目し、背景を見極めた上でいじめか否かを判断する。またその判断は個人ではなく、直ちに当該組織に報告・相談し、組織的に対応する

- 5 チャイルドライン（0120-99-7777）や岩手県いじめ相談窓口（019-623-7830）などの外部の相談受付を周知する。  
教育相談担当を中心にスクールカウンセラーを活用するとともに、学級担任が常に相談窓口となり情報の収集に努める。
- 6 外部からの通報については副校長を窓口とし、受付・報告を行う。
- 7 下記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

特に配慮が必要な生徒とは

- ・発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた的確な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

#### IV いじめに対する措置

##### 1 いじめに対する学校としての措置

- (1) いじめに係る情報があつた場合は、速やかに事実関係の有無の確認を行い、生徒指導主事に報告する。校長は「いじめ防止対策委員会」を招集し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合はいじめをやめさせ、その再発を防止するため、指導の体制・対応の方針を「いじめ防止対策委員会」で決定し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) 生徒指導主事はいじめに関する情報や問題行動などに係る情報の収集と記録を行い、いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (6) いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされたものであるとする。ただし、状況によってはより長期の期間を設定し、継続して注視する。
  - ア いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
  - イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談等によって確認する）

##### 2 ネットいじめへの対応

- (1) インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、効果的な対処をするために必要な啓発活動として、外部講師を招き携帯電話やインターネット等の情報モラルについて生徒や保護者とともに学習する。
- (2) ネット上のいじめは、学校内だけでは解決できないこともあるため、必要に応じて警察等の関係機関と連携して対処する。

## V 重大事態への対処

生命や心身、財産に重大な被害が生じる疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- 1 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 2 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 3 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## VI 学校評価

いじめを隠蔽せず、実態把握及び措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- 1 いじめの未然防止に関する取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、校内研修）を行ったか。
- 2 いじめの早期発見に関する取り組み（アンケート、教育相談）を行ったか。

## VII その他

- 1 組織的な指導体制をとる中で、アンケート等の資料や指導記録を適切に保存する。
- 2 対応経路

